

長久手市飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費補助金（臨時事業分）

1. 対象

長久手市に在住する者で、市内に生息する飼い主のいない猫に手術を受けさせるもの

2. 補助金額

手術費用の10分の10（ただし、百円未満は切り捨て）

補助上限額 避妊手術・去勢手術ともに 25,000円

3. 申請条件

- (1) 猫の耳にV字カットを施す（さくら耳と言います）
- (2) 手術前、手術後の写真（耳の写真前後がわかるように）及び領収書の提出（領収書に「一式」と記載があり、手術費の内訳がわからない場合は、獣医師記載の実施証明書（様式第2号）も合わせて提出（診療明細等、別紙で内訳がわかる形でもいいです。））
- (3) 手術時に申請者が費用負担（補助金は後日市より申請者へ支払）

4. 補助制度運用開始日

令和7年11月1日

5. 補助金申請の流れ

